

朝 日 大 学 行 動 計 画

本法人では、「男女を問わず、職員が仕事と子育てを両立することができる環境を作ること」及び「心身ともに健康で働くことができる環境を作ること」を雇用環境の整備等における重要事項の1つと捉え、それらに関する雇用環境の整備に取り組んでいます。

全職員が安心して仕事に取り組むことができ、自らの能力を十分に発揮できるよう、今後も引き続き雇用環境の整備を進めていきます。この度、「所定外（時間外）労働の削減のための措置の実施」及び「年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施」について、次のとおり行動計画を策定しましたので、公表します。

1. 行動計画期間 : 令和7年7月1日～令和12年6月30日まで（5年間）

2. 行動計画目標 : 所定外（時間外）労働の削減のための措置の実施
年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

3. 具体的対策 : 令和7年度から以下の項目について実施します。

- ・毎年1回程度、業務効率を図るための研修会の実施。
- ・職員に対して、所定外（時間外）労働の削減・過重労働の防止について努力するよう文書等により呼びかける。
- ・所属長に対して、業務の合理化や業務配分の適正化などに努め、所定外（時間外）労働の削減・過重労働の防止（例えば、ノー残業デーの設定等）に取り組むよう文書等により周知する。
- ・所属長から職員に対して、年次有給休暇の取得を促進するため、計画的有給付与制度や時間単位付与制度を活用し勤怠管理システムによる取得状況に基づき取得計画の聴取を行う。
- ・関連パンフレット（厚生労働省が作成しているものなどを利用）の配布を行う。